

ご存じですか？

行政相談委員

『困ったら 一人で悩まず 行政相談』

わたしのまちの行政相談委員



中村栄次郎さん 松田とも江さん 小島俊彦さん

行政相談委員は、皆さんの身近な相談相手として、国の事務に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

国の事務とは、例えば、国道、一級河川、年金、健康保険、雇用保険、労災保険、戸籍、登記および国税などといった意外に身近な分野があります。(県・市町に委任している事務なども一部含みます。)

このようなことについて、困ったときは、お気軽に行政相談委員まで相談してください。行政相談委員は行政相談委員法に基づき、総務大臣が民間の有識者から委嘱した方です。相談は無料・予約不要で秘密は厳守します。

行政相談週間

10月15日(月)～21日(日)

高島行政なんでも相談所

●日時 10月19日(金)

13時30分～16時
(受付13時～15時30分)

●会場 今津東コミュニティセンター
3階ホール

●参加予定機関

滋賀県(高島土木事務所)、高島市、滋賀県司法書士会、滋賀県行政書士会、税理士、行政相談委員、滋賀行政監視行政相談センター

☎滋賀行政監視行政相談センター

☎077(523)1100

生活相談課

☎(25)8125

10月11日～20日は 全国地域安全運動期間です！

☎生活相談課 ☎(25)8125

犯罪のない安全で明るく住みよい地域社会を実現するために、10月11日から20日までの10日間「全国地域安全運動」が展開されます。

市民の皆さん一人一人が防犯意識を持ち、地域での自主的な防犯活動に積極的に参加しましょう。

地域総ぐるみでの安全安心なまちづくりにご協力をお願いします。

防犯活動の紹介

8月8日(水)今津郵便局で、特殊詐欺被害防止のため市内事業所が作成した啓発用かもめーるが郵便局に贈呈され市内各戸に配送されました。

また、この「はがき」を配送する郵便車両には、高島市防犯自治会作成の啓発ステッカーが掲示されています。

市にも多数相談が寄せられている「はがき」による特殊詐欺について、さまざまな機会を通して注意を呼び掛けています。



啓発ステッカーを貼った郵便車両



ゆるキャラも参加した式典

高島市見守りネットワーク事業 協力事業者を募集します！

ひとり暮らしの高齢者、子どもたちに対して、地域の皆さんが見守り活動をされています。

その活動に加えて、事業所や企業の皆さんが、市内での日常業務の中でさりげない見守りにより異変を察知した場合に、市へ通報していただくことで、皆さんが安心して暮らせるようにする仕組みが「見守りネットワーク事業」です。

平成26年4月から事業を開始し、現在60の企業や事業所に協力いただいています。事業の充実に向け、新たに協力いただける事業者を募集します。

詳しくは、市のホームページをご覧ください。お問い合わせください。



☎社会福祉課 ☎(25)8120

『協力事業者の看板です。ご協力ありがとうございます。』



10月1日は浄化槽の日です

浄化槽は、し尿・雑排水を処理するだけでなく、環境保全にも重要な役割を果たしています。今一度、浄化槽の使用手法や維持管理方法の確認をお願いします。



▼浄化槽は定期的な点検などが義務付けられています

浄化槽を使用するには浄化槽保守点検業者と契約し、維持管理をする必要があります。浄化槽法に基づき1年間に実施していただく点検などは次のとおりです。

- 浄化槽の保守点検 (1年に3回以上)
- 浄化槽の清掃 (1年に1回)
- 11条法定検査 (1年に1回)



▼浄化槽補助金を活用しましょう

市では下水道未整備の区域において新たに合併処理浄化槽を設置される方、維持管理をされている方を対象に補助を行っています。現在、浄化槽の設置を考えている方、維持管理補助金のことを詳しく知りたいという方はご相談ください。

※地域、建築物によって補助対象外になる場合があります。

▼単独処理浄化槽を使用されている皆さんへ

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に切り替える場合にも合併処理浄化槽設置補助金を活用することができます。

☎上下水道課 ☎(22)9011

スポーツの秋を満喫しましょう



高島市体育協会では、10月を“市民スポーツ月間”と位置づけています。皆さんが、スポーツを楽しみ・親しむきっかけづくりに気軽に参加していただけるイベントを開催します。申込方法など詳しくは、お問い合わせください。

| イベント名・日時・会場 | 内容・問い合わせ先など |
|--|--|
| 競技団体イベント | |
| 高島市ボウリング選手権大会 10月21日⑨ 10時から／長浜スプリングレーンズ | 参加費2,000円 ☎高島市体育協会 ☎(32) 3180 |
| 第11回 高島市軟式野球連盟会長杯軟式野球大会 10月28日⑨・11月4日⑨ 8時30分から／今津スタジアムほか | ☎高島市体育協会 ☎(32) 3180 |
| 高島市武道・武術演武会 10月28日⑨ 9時から／今津勤労者体育センター | 高島市体育協会加盟の武道・武術競技団体が一堂に会し、演武や形を披露します ☎高島市体育協会 ☎(32) 3180 |
| 高島市バレーボールカーニバル 11月4日⑨ 9時から／安曇川総合体育館 | 市内の職場・地域・サークル等のバレーボール愛好者の相互の友好と親睦を深める大会 ☎高島市体育協会 ☎(32) 3180 |
| 第8回 市民サッカーフェスティバル 11月4日⑨ 9時から／梅ノ子運動公園 | 中学生から一般まで市内（在勤・在学）でサッカーを楽しむ方の相互の交流と親睦を深める大会 ☎高島市体育協会 ☎(32) 3180 |
| 第8回 バスケットボールフェスティバル 11月中旬予定／未定 | バスケットボールを通じて、市内の小・中・高校生および社会人が集い交流を深める大会 ☎高島市体育協会 ☎(32) 3180 |

地域体育振興会イベント

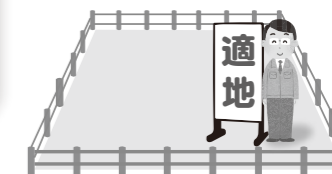
| | |
|--|---|
| 朽木地域ふるさとスポーツカーニバル 10月7日⑨ 8時50分から／朽木中学校グラウンド | ※雨天時中止 ☎朽木地域ふるさとスポーツカーニバル運営委員会 ☎(38) 2331 |
| 新旭地域スポーツ大会 10月7日⑨ 8時30分から／湖西中学校グラウンド | ※雨天時は新旭体育館で開催 ☎新旭地域体育振興会 ☎(25) 5500 |
| 2018高島地域スポーツカーニバル 10月7日⑨ 8時20分から／高島小中学校体育館 高島中学校グラウンド・萩の浜芝特設会場（グラウンド・ゴルフ） | ※雨天時は、一部競技を中止します。 ☎高島地域体育振興会 ☎(36) 0219 |
| 第53回 今津地域運動会 10月8日⑨ 8時20分から／今津東小学校グラウンド | ※雨天時中止 ☎今津地域体育振興会 ☎(22) 2249 |
| 2018ガリバーウォーキング 10月21日⑨ 9時から／アイリッシュパーク（スタート・ゴール） | 約6kmのウォーキング／参加料600円（松茸ご飯、豚汁付）／申込締切 10月16日⑨ ☎高島地域体育振興会 ☎(36) 0219 |
| 町民ソフトバレーボール大会（安曇川地域） 10月26日⑨ 19時から／安曇川総合体育館 | ☎安曇川地域体育振興会 ☎(32) 0003 |
| 町民ソフトボール大会（安曇川地域） 11月11日⑨ 8時30分から／梅ノ子運動公園 | ☎安曇川地域体育振興会 ☎(32) 0003 |
| ビーチボール大会（マキノ地域） 11月11日⑨ 9時から／マキノ土に学ぶ里研修センター | 1チーム4人以上（マキノ地域に在住・在勤されている方）／エンジョイマキノとの共催 ☎マキノ地域体育振興会 ☎(27) 1131 |

ごみ処理施設建設候補地 募集要領

| | |
|--------|--|
| ○応募対象者 | 区・自治会長、土地所有者（共同での応募も可能です。） |
| ○必要面積 | 概ね4haから5ha |
| ○募集締切 | 10月31日（水） |
| ○応募方法 | 所定の応募用紙に必要事項を記入して、環境政策課へ提出してください。 |
| ○選考方法等 | ごみ処理施設建設検討委員会にて選定します。 |
| ○地域振興策 | 建設候補地に選定された当該区・自治会に地域活性化を目的とした交付金を交付します。（地域活性化交付金1億円以内・環境整備事業交付金1億円以内） |
| ○その他 | 土地所有者と当該区・自治会の合意形成などの諸条件があります。 |

※詳しくは、市のホームページをご覧ください、お問い合わせください。

市では、環境センターの老朽化に伴い、新しいごみ処理施設整備を計画しています。建設候補地の選定にあたり、市民生活に直接関わるごみ処理の課題について、より多くの皆さんに関心を持っていただくため、公募をしています。適地がありましたら、まずは、区や自治会で協議をしていただき、応募をお願いします。



ごみ処理施設建設候補地を募集しています

環境政策課 ☎(25) 8104

農地中間管理事業

農地を貸したい方、借りたい方を募集します！

☎ 農業政策課 ☎(25) 8511

担い手への農地の集積・集約による効率的な農地利用をするため、農地中間管理機構では、農地を借り受け、適切な相手に貸し付ける事業を行っています。詳しくは、お問い合わせください。



▼募集締切 11月9日⑨

▼受付方法

貸付希望者、借受希望者いずれの方も所定の用紙と必要書類を持って、受付窓口にお越しください。用紙は、各受付窓口にあります。また、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金のホームページからもダウンロードできます。

▼受付窓口

市内各JA営農部門、農地中間管理機構高島地域窓口（市役所別館1階）、市役所農業政策課



重大な消防法令違反の建物をホームページで公表します！

☎ 消防本部予防課 ☎(22) 5403

◎違反対象物の公表制度とは？

市民の方が建物の危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際の選択・判断ができるよう、重大な消防法令違反のある建物を市のホームページで公表する制度です。

◎公表の対象となる建物とは？

飲食店や物品販売店、旅館などの不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設などの1人で避難することが困難な方が利用する建物です。

◎公表の対象となる違反とは？

建物の用途や面積により、屋内消火栓、スプリンクラー設備または自動火災報知設備の設置義務がある建物で、これらの設備が設置されていない違反です。



（屋内消火栓設備）（スプリンクラー設備）（自動火災報知設備）

◎運用開始 平成31年4月1日から